

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年一月八日奈良県指令建第九六一一七二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年二月二十五日建第八六二七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年二月二十五日建第五一五六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市壹分町六八番二二、六八番一五六、六八番一五七、七〇番六、七〇番六七、七〇番六九、七〇番七三、七〇番七六、七〇番七九、七〇番八〇、七〇番八一、七〇番八二、七〇番八三、七〇番八五、七〇番八六、七〇番八八、七〇番八九、七〇番九〇及び七〇番九一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市さつき台二丁目四五一番地一九八
株式会社ランド・パートナーズ 代表取締役 喜田知之

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壹分町六八番二二、七〇番六、七〇番六七及び七〇番六九
下水道 生駒市壹分町七〇番六七番及び七〇番六九の各一部

一 許可番号

平成二十七年四月十三日奈良県指令建第九四一七二二号
平成二十七年九月十日奈良県指令建第九四一七二一一号
平成二十八年一月二十二日奈良県指令建第九四一七二一二号
平成二十八年二月十八日奈良県指令建第九四一七二一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年二月二十五日建第八六二八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年二月二十五日建第五一五七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大豆越一五一番一、一五一番二、一五一番三、一五八番一、一五九番二、一六〇番五、一六八番一、二四二番一、二四二番三、二四二番四、二四二番五、二四二番六、二四二番七、二四二番八、二四二番九、二四二番一〇、二四二番一一、二四二番一二、二四二番一三、二四二番一四、二四二番一五、二四二番一六、二四二番一七、二四二番一八、二四二番一九、二四二番二〇、二四二番二一、二四二番二二、二四二番二三、二四二番二四、二四二番二五、二四二番二六及び二四二番二七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字千代七三三番地の一

藤岡年秋

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大豆越二四二番二七

公園 桜井市大字大豆越一五一番一

下水道 桜井市大字大豆越二四二番二七の一部

水路 桜井市大字大豆越一五一番一、二四二番一一及び二四二番一二